

授業案②⑧ 事実認定－正当防衛の成否－

1 対象

中学生

2 獲得目標

事実を多角的な視点から考察し、意見を出し合って結論に導くプロセスをもって、議論をする能力を培う。併せて、無罪推定の原則など、刑事裁判の原則について学ぶ機会を持つ。

3 指導要領との関係・本授業案の意義

中学校学習指導要領社会編「公民的分野の目標、内容及び内容の取扱い」では、「社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を現代の社会生活と関連付けて多面的・多角的に考察したり、現代社会に見られる課題について公正に判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う」ことが目標とされている。上記の資質・能力は様々な職業や場面で必要とされるものであり、多様化する現代社会においては、相手方当事者の意見を踏まえて消化したうえで自己の意見を表明するプロセスを経る「議論をする能力」は、必須の能力であるともいえる。当該能力は、訴訟等において相手方当事者及び事実認定者（裁判官など）に対し、自らの意見が受容されるよう説得的な説明をすることを業としている弁護士とも深い関連性を有しており、この点で弁護士が学校教育に参画する意義を持つ。

4 授業の概要

50分の授業を2コマ使うことを想定している。

授業の展開において、事例検討にあたり生徒を検察官チーム（有罪の弁論・主張を行う）・弁護人チーム（無罪の弁論・主張を行う）に分ける。チーム内で議論がしやすいように、チーム内でさらに複数の班に分けてグループディスカッションを行う。例えば、一クラス30人の学級の場合、検察官チームを15人（一つの班に5人×3）とし、弁護人チームを15人（一つの班に5人×3）とする方法が想定される。

班ごとのグループディスカッションの支援・助言を行うために、弁護士などの支援員を各班に一人ずつ配置し、議論の助言等を行う。

5 授業の流れ

1 限目

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ○学習内容	指導のポイント
導入 20分	○無罪推定の原則など、刑事裁判のルールについて講義を行う。また、議論をするうえで留意する点を講義する。 ○下記【事例】の内容を読み上げて、事例の確認を行う。	議論の前提となる刑事裁判のルールや、議論が円滑になる方法について、予め生徒と教師との間で共通理解を設けることで、円滑な議論の進行が期待できる。
展開1 30分	○生徒を検察官チーム・弁護人チームの2グループに分け、グループ内で事案を検討する（1回目）。 ○検察官チーム・弁護人チーム間で意見交換を行う。	弁護士等の支援員は検討班の議論を補助し、グループディスカッションの支援・助言を行う。 グループディスカッションで出た意見を相手方当事者に発表する。

2 限目

展開2 30分	○再度、グループ内で事案を検討する時間を設ける（2回目）。 ○検察官チーム・弁護人チーム間で意見交換を行う。 ○最終弁論を話し合い、発表する。	弁護士等の支援員は検討班の議論を補助し、グループディスカッションの支援・助言を行う。 展開1において相手方チームから発表された意見を踏まえ、自らの立場の意見を補強するため、議論を行う。
まとめ 20分	○チームの立場から離れて、自らが裁判官だったらどのような判断をするかを発表してもらう。	検討チームはここで解散をし、自身の立場から離れた場合にどのような結論を導くかを生徒に考えてもらう。割り振られた立場に依拠するだけでない、多角的な視点を養うことが期待できる。

事例設定

概要

人物 A の被害者 B に対する傷害被告事件について、正当防衛の成否を論ずるものである。

公訴事実

A は、令和6年2月15日午後7時頃、B 宅前路上において、B（当時32歳）に対し、所携のハンマーで同人の頭部等を複数回殴打し、よって同人に加療約2か月を要する頭部打撲等の傷害を負わせたものである。

罪名及び罰条 傷害 刑法第204条

有罪と無罪を分ける事情（正当防衛の成否 刑法第36条1項）

A が B に対し、危害を加えようと思ってハンマーで殴打していた場合（計画性がある場合）は、正当防衛が成立しない。よって、A は有罪となる。反面、計画性があることに合理的な疑いが残る場合は、正当防衛が成立する。よって、A は無罪となる。

本授業案では、生徒の理解を容易にするために、「計画性あり＝有罪」、「計画性なし＝無罪」と単純化したうえで議論を行う。

検察官・弁護人の、それぞれ想定される弁論

検察
A は、日頃の B の言動・態度に立腹し、事件当日にとうとう我慢ならなくなり、B 宅に赴いて所携のハンマーで殴ろうと思い、それを実行した。 B を殴ることを計画し、それを実行した。
弁護
A は B と話合いをするために B 宅に赴いたが、B の言動に恐怖を覚えており、護身用にハンマーを持っていこうと考えた。B 宅に着いたところ、B が玄関扉から凶器を手にして飛び出してきたため、防衛をするために所携のハンマーで殴ってしまった。ハンマーで B を殴ったことについて計画性なし。

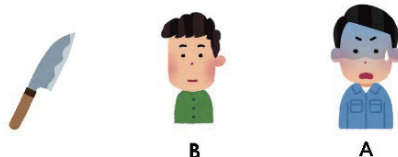
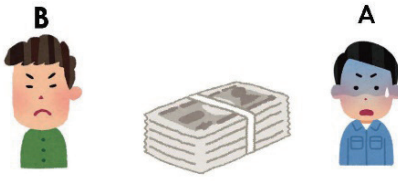
着目する事実

証拠調べの結果、下記の事実が顕出されたものと仮定して、その事実の意味づけや評価について議論を行う。

事実	検察官の意味づけ・評価（例）	弁護人の意味づけ評価（例）
①犯行当時、自宅にあったハンマーをAは携帯していた。	通常は知人宅で話し合いをするためにハンマーなど所携しない。当該ハンマーはBを傷つけるためのものであり、計画性の現れである。	②や⑤などの事情があり、AはBを警戒し恐怖心を抱いていた。自身の身を守るために護身用としてハンマーを携帯しているとしてもおかしくはない。
②Bの家の玄関には包丁が置いてあり、Aはそれを知っていた。	Aは、包丁が置いてあることを知って敢えてB宅を訪問している。そのうえでとった行動には計画性がある。	Aは身の危険を感じているので、万が一のための護身の用意をする必要がある。計画性は存在しない。
③BはAから40万円ほど借金をしていた。	金額も大きく、AがBから取り立てをするためにハンマーを携帯したことがうかがえる。計画性あり。	借金を返してもらおうとB宅を訪問したことがうかがえる。ハンマーを携帯していた事実は、②や⑤の事情からAの行動としては不自然ではなく、計画性はない。
④AからBに対し、「出てこい」などの言動があった。	Bに危害を加えるためにB宅を訪問したことを推認させる事実であり、計画性がある。	③や⑥の事情から、Aがそのような言動に出ても不自然ではない。計画性を推認する事情にはならない。
⑤AはBから身に覚えのない因縁をつけられて複数回怒鳴りつけられたり、暴力を振るわれたりしていた。	AがBに対し恨みを持っていたことを推認させる事実であり、計画性を推認させる事実でもある。	従前からBの粗暴性をAは知っており、護身用としてハンマーを携帯することに理由がある。ハンマーを携帯していた事実から計画性は推認されない。
⑥事件発生の30分前、Bから借金を返してもらおうと電話をしたところ、口論になり、Bから「取りに来られるものなら、取りに来いよ。お前なんか、返り討ちだ。」などと言われた。	AがBの発言に激高して当該犯行に及んだことを推認させる。計画性をうかがわせる事情となる。	「取りに来い」と言われたためB宅を訪問しただけであり、その言動の激しさからも、護身用としてハンマーを携帯してB宅に訪問することはおかしなことではない。計画性はない。
⑦AがB宅のインターホンを押して5秒後、Bが玄関扉を開けてAに詰め寄ってきた。	AはBの粗暴性を予め知っていたのだから、Bの行動を予測できたはずである。その予測があるうえで当該犯行に及んでいることから、積極的にBに傷害を負わせようと犯行に及んでいる。計画性がある。	②や⑤の事情がある中でBに詰め寄られたら自身に危害が生じると当然思うことから、自分の身を守るために当該犯行に至った。計画性はない。
⑧Aが事件の2日前に、「Bのことを許せない。」と言っていたこと。	Bに恨みを持っていたことを推認させる事情であり、本件犯行についても計画性がある。	どの点を許せないのかが明確でなく、当該事実単独でAのBに対する恨みの存在を推認させる力は乏しい。

使用するスライド等は添付のとおり

1 裁判の登場人物の紹介	2 被告人 - 刑事裁判にかけられている人 - マスコミ用語だと「被告」 ↑（正式名称じゃない） （余談） - 刑事裁判にかけられる前は「被疑者」と呼ばれる - マスコミ用語だと「容疑者」 ↑（正式名称じゃない） 
3 裁判官 - 被告人が有罪（≒犯罪を行った）か無罪（≒罪に問われない）かを決める人 - 有罪の場合、どのような刑罰に処するべきか決める人 - 例えば、刑務所に送る（懲役刑）、お金を払わせる（罰金刑）など #被告人の人生を左右する重要な職責 #何色にも染まらない、真っ黒な法服を着ている 	4 検察官 - 被告人を刑事裁判にかけ人 - 被告人が有罪であることを証明する人 - 公益の代表者として、適正な刑罰を科すよう裁判官に求める - 持ち物は風呂敷に包んで運ぶよ！ - バッジの名前は「秋霜列日」（しゅうそうれつじつ） 
5 弁護士 - 被告人を弁護する立場 - 刑事裁判では、「弁護士」ではなく「辩护人」と呼ばれる - 被告人が無罪であることを主張したり、被告人の立場に寄り添い適正な刑罰にするよう裁判官に求める - 特徴は弁護士バッジ！ - つけていない人もいます... 	6 刑事裁判で一番大切なこと えん罪（冤罪、まちがった有罪）を絶対につくってはいけない たとえ99人の真犯人を取り逃がすことになったとしても たった1人でも 本当は無罪の人を絶対に有罪にしてはいけない
7 刑事裁判のルール 「疑わしきは、被告人の利益に」 証拠や事実ではっきりしないことは、被告人の利益（有利）になるように考える ⇒えん罪（冤罪）を作らないための、刑事裁判の大原則。	8 話し合いの約束事 - 自分の意見を言おう！ - 意見には必ず理由をつけよう！ - 話のポイントを合わせよう！ - 相手の話をちゃんと最後まで聞こう！
9 公訴事実（刑事裁判にかけられている事実） - Aは、令和6年2月15日午後7時頃、B宅前路上において、B（当時32歳）に対し、所持のハンマーで同人の頭部等を複数回殴打し、よって同人に加療約2か月を要する頭部打撲等の傷害を負わせたものである。 罪名及び罰条 傷害 刑法第204条 （参照条文）刑法第204条（傷害） 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	10 Aさんの主張 たしかに、Bさんの頭部をハンマーで殴ってしまったことに間違いはありません。でも、しょうがなかったんです。急にBさんが私に危害を加えようと詰め寄ってきて、私は怖くなって、自分の身を守るためにBさんを殴ってしまっただけなのです。正当防衛が成立し、私は無罪になると思います。 （正当防衛） 刑法第36条第1項 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。 

11 事件の全体像  Bさんの家 Bさん Aさん	12 検察官・弁護人の主張⇒ポイントはどこ？ 検察官  Aは、日ごろのBの言動・態度に怒り、事件当日にとうとう我慢ならなくなり、B宅を訪れて、ハンマーで殴った。 Bを殴りに行こうと思い実行した、計画的な犯行！
13 検察官・弁護人の主張⇒ポイントはどこ？ 弁護人  AはBと話し合いをするためにB宅を訪れたが、Bの言動に恐怖を覚えており、身を守るためにハンマーを持っていった。B宅に着いたところ、Bが家から飛び出して詰め寄ってきたため、身を守るために持っていたハンマーで殴ってしまった。 Bを殴ったことに計画性はな	14 事実① Aは自宅にあったハンマーを携帯してB宅に向かっていること  Bの家 Aの家
15 事実② B宅玄関には包丁が置いてあり、Aはそれを知っていた。  B A	16 事実③ BはAから40万円の借金をしており、返済期限を過ぎても返済していなかったこと  B A
17 事実④ Aは、犯行直前、B宅前で「出てこい！」と叫んでいたこと  Bの家 Aさん 出てこいや！	18 事実⑤ Aさんは過去に、Bさんから身に覚えのない暴力を受けたことがあった。  被害を受けるAさん 暴力を振るうBさん
19 事実⑥ 事件前、AがBに借金の件で電話したところ、口論になり、「取りに来られるものなら取りに来い！お前なんか返り討ちだ！」と言われていたこと  Bさん Aさん 返り討ちやで！	20 事実⑦ AがB宅のインターホンを押して5秒後、Bが玄関扉を開けてAに詰め寄ってきた。 

21 事実⑧ Aが事件の2日前に、「B、あいつ許せない。許さない。」と言っていたこと 	22 皆さんにやってほしいこと
23 皆さんにやってほしいこと ① 検察官・弁護人チーム内で話し合い ■ まずは、検察官・弁護人チームに分かれて、チームごとに議論してもらいます。 ■ 自分の立場から事件を見て、結論（検察官だったら有罪、弁護人だったら無罪）を導くための説明のしかたを考えましょう。 ■ 相手チームを説得させるための方法を、頑張って考えよう！ ■ わからないことや困ったこと、議論に行き詰ってしまったら、弁護士に助けを求めよう！	24 皆さんにやってほしいこと ② 検察官と弁護人チームの意見交換 ■ チーム内議論で出た意見を、お互いに発表してもらいます。 ■ 相手チームからもらった意見をもとに、またチームごとに検討してもらいます。 ■ 相手から出た意見に対する反論の準備をしよう！ ■ 自分の立場の弱いところをカバーする方法を考えましょう！
25 皆さんにやってほしいこと ③ 自分が裁判官だったら...（さいごに） ■ 検察官・弁護人チームに分かれて意見を出したり議論してもらったりしましたが... ■ さいごは自分の立場から離れて、自分が「裁判官」になったつもりで（中立の立場で）結論を考えてもらいます。 ■ 結論を出すときには、必ず着目した事実や着目した理由などを考えましょう	